

## 新潟市「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」実施要領

### 1 試行対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする（営繕工事を除く）。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

### 2 試行の流れ

#### 【発注時】

(1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に特記仕様書を添付する。

#### 【契約後から現場完了まで】

(2) 受注者は契約後、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合は、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議の結果、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う場合は本実施要領により実施し、行わない場合は、本実施要領によらず施工する。

(3) 実施する場合、受注者は、施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

(4) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いるものとする。

(5) 受注者は、現場完了後、施工計画書に基づき、計測結果の資料を発注者へ速やかに提出する。

(6) 受注者の責によらない工期の変更により熱中症対策が必要となったことで受注者が本試行を希望する場合は、協議のうえ本試行の対象工事とすることができる。また、その場合は本実施要領により実施する。

#### 【設計変更】

(7) 発注者は、受注者より提出された計測結果の資料を基に、以下の積算方法により設計変更する。

#### 《積算方法》

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}^{\ast 2}$$

$$\text{補正值}(\%)^{\ast 3} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 4}$$

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} \}$$

※1 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

※2 工期とは、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止し

ている期間は含まない。

※3 補正值は、「積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

※4 補正係数は、1.2とする。